

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年4月2日	第二ヤサカ交通株式会社(法人番号5130001030615)代表者桑田佳幸	京都府向日市鶏冠井町馬司10-1	本社	京都府向日市鶏冠井町馬司10-1	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年2月6日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年4月15日	株式会社扇交通(法人番号5140001131742)代表者成川邦彦	兵庫県神戸市東灘区深江浜町135番地	扇交通	兵庫県神戸市灘区味泥町1番8号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年3月14日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年4月16日	松竹タクシー株式会社(法人番号5120001029105)代表者牛島憲人	大阪府大阪市港区市岡2丁目7番3号	本社	大阪府大阪市港区市岡2丁目7番3号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。))による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年4月18日	戎交通株式会社(法人番号6122001014151)代表者小川剛志	大阪府東大阪市森河内西1丁目3番15号	本社	大阪府東大阪市森河内西1丁目3番15号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第20条	令和5年4月11日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)	1	1
令和6年4月18日	大丸タクシー株式会社(法人番号1120001132052)代表者秋山泰男	大阪府大阪市住之江区北加賀屋5丁目5番62号	本社	大阪府大阪市住之江区北加賀屋5丁目5番62号	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第13条	令和5年7月25日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
令和6年4月18日	堺第一交通株式会社(法人番号6120101043129)代表者迫田謙典	大阪府堺市堺区神南辺町1丁45番地1	豊中	大阪府豊中市走井2丁目3番18号	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第13条	令和5年10月4日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
令和6年4月22日	伊保タクシー有限公司(法人番号9140002036953)代表者浅田暢	兵庫県高砂市梅井1丁目11番地16号	本社	兵庫県高砂市梅井1丁目11番地16号	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年11月28日、公安委員会からの通報を端緒として監査実施。2件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第5項)(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	2	2
令和6年4月24日	有限会社藤田観光(法人番号9130002027945)代表者宮脇久雄	京都府宇治市槇島町吹前21	伏見	京都府京都市伏見区景勝町74番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年2月15日、同年3月1日及び同年3月14日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年4月24日	株式会社世一(法人番号1120101054527)代表者李孟	大阪府阪南市尾崎町508-3	本社	大阪府阪南市尾崎町508-3 202号室	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年9月27日、新規許可を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条)	1	1